

議 案 第 110 号

大阪市病院及び診療所における人員及び施設に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例案

大阪市病院及び診療所における人員及び施設に関する基準を定める条例（平成28年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第21条の4」を「第21条の4並びに附則第52条第5項及び第6項、第52条の2第1項、第53条、第53条の2第1項、第54条、第54条の2第1項、第55条並びに第55条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年5月15日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

病院及び診療所における人員に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるもので、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市病院及び診療所における人員及び施設に関する基準を定める条例（抄）

（病院及び診療所における人員及び施設に関する基準）

第3条 第1条の基準は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「基準省令」という。）第6条の6、第19条第2項（第43条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第3項及び第5項、第21条、第21条の2第2項から第4項まで並びに第21条の4並びに**附則第52条第5項及び第6項、第52条の2第1項、第53条、第53条の2第1項、第54条、第54条の2第1項、第55条並びに第55条の2第1項**並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）附則第20条、第22条、第23条（第1号を除く。）及び第24条に定めるところによる。